

＜介護保険＞ きゅあステーション料金表

(令和6年6月現在)

1. 介護保険の訪問看護費

◎基本料金

			ご利用者様負担額(1割負担)		
	サービス内容		単位数	円/回	備考
	20分未満(訪問看護1) 24時間体制、20分以上/週1回		314	314円/回	・20分未満の利用は、24時間体制があることと、週に1回は、20分以上の定期的訪問看護が行われている場合に可能です。 ・1日3回以上の場合は50/100 ・利用開始日の属する月から12月超えた場合は289単位/回(介護予防のみ)
		介護予防	303	303円/回	
	30分未満(訪問看護2)		471	471円/回	
		介護予防	451	451円/回	
	30分以上60分未満(訪問看護3)		823	823円/回	
		介護予防	794	794円/回	
	60分以上90分未満(訪問看護4)		1,128	1,128円/回	
		介護予防	1,090	1,090円/回	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問 1回20分以上		294	294円/回	
		介護予防	284	284円/回	

※准看護師は1回につき90/100相当の単位数

◎早朝・夜間・深夜加算

早朝(午前6時～午前8時)	25%加算
夜間(午後6時～午後10時)	
深夜加算(午後10時～午前6時)	50%加算

◎その他加算

指定期巡回・随時対応型訪問介護との連携による訪問看護(月1回)		2,935	2,935円/回	・サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)50円/月1回 (Ⅱ)25円/月1回
緊急時訪問看護加算		600	600円/回	・計画外の緊急訪問を行った場合は、所要時間に応じた所定単位数を算定します。なお、特別管理加算の対象者については、一月のうち2回目以降には、早朝・夜間・深夜加算がつきます。 ・特別管理加算・緊急時訪問看護加算・ターミナルケア加算は、区分支給限度額の算定対象外となります。 ・退院当日の新規初回加算は350円/1回 ・退院日の翌日以降の新規初回加算は300円/1回
特別管理加算(Ⅰ)		500	500円/回	
特別管理加算(Ⅱ)		250	250円/回	
ターミナル加算		2,500	2,500円/回	
長時間訪問看護加算(90分を超える)		300	300円/回	
複数名訪問加算Ⅰ 30分未満 (正看護師+正看護師又は准看護師又は理学療法士)	30分以上	254	254円/回	
	30分以上	402	402円/回	
複数名訪問加算Ⅱ 30分未満 (正看護師+看護補助者)	30分未満	201	201円/回	
	30分以上	317	317円/回	
初回加算(新規利用者)		300	300円/回	
退院時共同指導加算		600	600円/回	
サービス提供体制強化加算Ⅰ		6	6円/回	勤続年数・資格の有無を基に、より質の高いサービスを提供する体制が整っている事業所に対する評価
サービス提供体制強化加算Ⅱ		3	3円/回	勤続年数・資格の有無を基に、より質の高いサービスを提供する体制が整っている事業所に対する評価

2. その他の費用<保険適応外>

交通費		①ステーションから片道おおむね10キロメートル未満 無料 ②ステーションから片道おおむね10キロメートル以上 150円
死後のケア・エンジェルセット代		10,000円
連絡なしのキャンセル料		2,000円
サービス時間の延長		30分毎 1,000円

注1. 特別管理加算の対象となるのは、下記の状態の方です。

(1)特別管理加算Ⅰ

在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態

(2)特別管理加算Ⅱ

在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅自己疼痛指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
人工肛門・人工膀胱を設置している状態
真皮を超える褥瘡がある状態
点滴注射を3日以上行う必要があると認められた状態

注2.

複数名訪問加算の対象となるのは、下記の方でご利用の同意を得て算定します。

- ①利用者の身体的理由(体重が重い)により、一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況から判断して、①または②に準ずると認められた場合

注3.

初回加算:新規に訪問看護計画書を作成した時に算定します。

退院時共同指導加算:病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院または退所するにあたって、訪問看護師が施設に出向き、医師・看護師等と共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に、月1回(特別管理加算の利用者は2回まで)算定します。